

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	平成30年2月14日 午前9時27分から 午前10時48分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、 重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、 三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、 小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、 嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、 塩野監査委員事務局長  (担当課1) 西島障害福祉課長、中川同課障害給付係長 (担当課2) 目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長、 望月同課主幹兼課長補佐、百瀬同課高齢者支援係主査 (担当課3) 神頭健康づくり部参事兼保険年金課長、 池田同課専門員兼保健事業係長 (事務局) 太田市長公室次長兼政策企画課長、松尾同課政策企画係主査、 同課政策企画係村岡主事
会 議 内 容	1 第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画（案） 2 第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） 3 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案） 4 平成30年第1回朝霞市議会定例会提出議案
会 議 資 料	・【資料1】第5次朝霞市障害者プラン 第5期朝霞市障害福祉計画（概要版）（案） 第5次朝霞市障害者プラン 第5期朝霞市障害福祉計画（案） ・【資料2】第7期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（概要版）（案）

	<p>第7期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料3】第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(案)の概要</li> <li>・【資料4】平成30年第1回朝霞市議会定例会提出議案</li> </ul>		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 580 933 678">           電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間         </td> <td data-bbox="933 580 1385 678"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月           </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>			
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

【議題】

- 1 第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画（案）

【説明】

（担当課1：西島障害福祉課長）

この障害者プラン・障害福祉計画については、2種類の計画を1冊の冊子として編集している。現行の第4次朝霞市障害者プラン及び第4期朝霞市障害福祉計画が今年度で終了となることから、国の基本方針等を踏まえ、朝霞市障害者プラン推進委員会においてご審議いただき、このたび案として調製した。

この2つのプラン・計画の趣旨及び期間については、まず、概要版の1ページ目、障害者プランについては、障害者基本法に基づき、障害者の状況を踏まえ、障害者のための施策に関する中長期に及ぶ基本的な計画として、平成35年度までの6年間の計画となり、また、5ページ目となりますが、障害福祉計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して障害福祉サービス並びに障害児通所支援や相談支援などの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する3年間の実施計画的な位置づけとして定めています。

障害者プランの基本理念については、2ページ目、『子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現』とした。これは、推進委員会からの提言を受けて、この表現となっている。

概要版の3ページは、第5次朝霞市障害者プランの中身となっており、5つの基本目標を示している。「共生社会の実現を目指す」「地域生活を充実し、社会参加を支援する」「就労を支援する」「共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する」「安心・安全な暮らしをつくる」となっている。

右側の4ページ目では、基本目標を達成するための具体的な施策内容を展開するための体系を図として示している。

基本目標を進める上でどのような事業または障害福祉サービスを、実施していくのかという実施計画となるものが、5ページ以降に示した第5期朝霞市障害福祉計画となっている。

ここでは、障害児福祉サービスを含む障害福祉サービス等の適切な提供を推進するために、数値目標の設定及び各年度のサービス等の見込み量とその確保のための取組に関する記載となっている。6ページ目は計画の終了年度である平成32年度に向けての目標設定を記載している。

また、8ページ目においては、特に今回の計画より国の示した基本指針により設定することとなった項目について、項目の脇に※印で、平成30年度より新設と表記している。

この両計画の策定体制及び経過となるが、これについては本編の153ページ以降と

なる。朝霞市障害者プラン推進委員会においては、通常、計画の進捗管理についてご審議いただき、それと並行して、今年度は5回の委員会を開催し、新たなプラン及び計画についてもご審議いただき、素案として仕上げていただいた。

また、本編156ページ、策定経過だが、障害や難病のある当事者を無作為抽出により1300人を対象にアンケートを実施し、44.2パーセントの回収率となっている。また、アンケートを補完する目的で、市内の42事業者や障害のある方を支援する10団体、その他にも障害のある児童の保護者286人に対するアンケートやヒアリングも実施している。

パブリックコメントは12月11日から1月11日まで、職員コメントは12月11日から12月25日までの間実施し、パブリックコメントには5名及び2団体1事業所から合計で41件のご意見を、職員コメントには、2名から4件のご意見を頂戴した。

その中では、知的障害を持たれた方の保護者などから親亡き後の障害のある方の暮らしの心配などに関するご意見を多く頂戴した。

162ページ以降には用語解説を掲載している。

最後に2月2日に実施した、政策調整会議の意見を踏まえて修正した点としては、本編20ページ目以降におけるアンケート調査の結果が本題から記載されているため、市民にとって読みづらいとの指摘から、22ページ目に主な調査内容の項目を追加した。また、2つの計画の関連性がわかりづらい点などから、概要版3ページ及び4ページ目に基本目標と施策の内容を文章で掲載していたものを、3ページ目にプランの基本目標のあらましを記載し、4ページ目に施策の体系図を記載、それを踏まえて次ページ以降の実施計画的意味合いの障害福祉計画の説明という構成に修正した。

[平成30年2月2日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は2月2日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

障害者プランと障害福祉計画の関連性はどうなっているのかと質問があり、障害者プランは現状を踏まえたニーズを把握し、6年後に向けた施策展開を基本理念として示した施策体系であり、障害福祉計画は国が示した指針と市の数値目標を掲げた実施事業の計画であるとの回答があった。

それぞれの法律において、計画を連携させるべきという国からの指示はあるのかと質問があった。国からの通知はないが、障害者プランは6年間で見直し、障害福祉計画は3年で見直すことになっているので、今回の見直しが行われたと説明があった。

パブリックコメントの主な意見と、計画への反映状況はどうかと質問があった。親が亡くなった後の障害を持った子どもへ配慮した施策を展開してほしいとの意見が多数寄せられ、若年性痴ほう症について、各課の連携強化について記載したと回答があった。

資料等の説明、調査内容との関係性について整理を求める意見があった。概要版の資

料の整理の仕方について、年号と西暦の併記について、誤字について、不足する用語解説の追加について指摘があった。計画内容は、原案のとおりとし、庁議に諮ることになった。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

**【説明】**

（担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐）

第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）につきまして、概要版で説明する。

はじめに、1ページ、2ページの計画の策定について。

この計画は、3年に1度、介護保険事業計画を見直し、同期間の介護保険料を定める計画で、平成30年度から平成32年度を期間とします、第7期の計画となる。

2ページの、計画の策定体制ですが、現状・課題を踏まえ、「朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」で審議、パブリックコメントを行い、策定している。策定の経緯については15ページに記載がある。

次に、3ページ、高齢者及び要介護認定者人口の推計でだが、65歳以上の高齢者人口は年々増加が見込まれ、中でも75歳以上の高齢者の増加が続いていくと推計されているので、要介護の認定者についても、増加することが見込まれている。

また、概要版5ページには、5種類のアンケート調査結果と、地域ケア会議等から、同ページ下段、8項目の高齢者の生活課題等を把握した。

第7期計画策定に向けた基本的な方向性「地域包括ケアシステム構築の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、29年6月に公布され、高齢者の「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の取組の推進」などが掲げられた。

これらを踏まえ、6ページ、6期計画の理念を踏襲し、第7期計画では、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔と生きがいをもって暮らしつづけるまち朝霞」と、生きがいがあることを、理念に追加し、基本目標を「すべての高齢者が、生きがいをもつことができるまち」「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち」とし、地域共生社会の促進と地域包括ケアシステムの深化を目指すこととした。

7ページの、施策目標では、4つの目標を掲げている。施策目標1は、生きがいく

り・健康づくりの推進であり、元気な高齢者が増えていくまちを目指したいと考えている。

施策目標Ⅱ、「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の促進」では、関係機関の連携強化や、適正な介護サービスの提供、高齢者福祉サービスなど、各種施策の充実により、地域包括ケアシステムの構築を目指していくこととしている。

施策目標Ⅲ、「高齢者世帯への支援体制の推進」では、ひとり暮らしなど、高齢者のみ世帯の方が増加する中、高齢者の孤立化に伴う、課題への対応や、地域ぐるみで高齢者を支え合うなど、すべての高齢者が地域とつながっているまちを目指したいと考えている。

施策目標Ⅳ、「介護者の負担軽減に資する支援の促進」では、在宅介護における、家族介護者自身への支援の充実など、介護に伴う離職者がいないまちを目指したいと考えている。

8 ページの目指す姿については元気高齢者の割合が増加していくことと、将来の生活での心配や不安がない方の割合が増加していくことを目指すとしており、政策調整会議でのご意見を踏まえ、元気高齢者が増加していく目標としては、介護の認定を受けていない高齢者の割合が推計値より増加していくことを目標とする点を明記し、参考の表を修正している。

9・10 ページに、4つの施策目標と14の基本施策を柱に、主な取組事業を位置付けている。

6期計画からの変更点は、見直し、拡充、新規という形で表記している。  
なお、介護サービスの基盤整備として、第7期計画期間では、特別養護老人ホームの増床や、新たに地域密着型の療養通所介護サービスなどの設置をすすめる予定としている。

最後に12ページ、第7期計画期間における、介護保険各種サービスの総額の標準給付費と、介護予防・日常生活支援総合事業費などの地域支援事業費の合計額を見込み、13ページの、介護保険の財源構成のとおり、保険料率を14ページのとおり、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料については、13段階に弾力化して定め、基準月額保険料を4,950円と算定している。

この保険料段階についても、政策調整会議でのご意見を踏まえ、低所得者への軽減として、第1段階から第3段階までの保険料率は、国基準の0.5から0.75より、低く設定していることと第1段階の保険料率は、国による低所得者保険料軽減措置が継続されているので、さらに0.05、引き下げられ、保険料率0.34 年額2万100円となることを明記した。

[平成30年2月2日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は2月2日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

担当課からの説明にもあったように、14ページの低所得者の軽減という表現があり、第1段階から第4段階の保険料率は下がっているのかと質問があった。それに対し、先ほど説明があったとおり、訂正することとした。

11ページ、第1圏域と第4圏域の高齢者人口が5,500人を超えているが問題はないのかと質問があった。圏域の基準は6,000人だが、6,000人を超えている第1圏域は地域包括支援センターの職員数を増やして対応している。今後3年間は現状の圏域を継続し、将来的には圏域の見直しが必要と考えているとのことだった。

給付費は毎年上昇する見込みになっているが、経費を抑える考えはあるのかと質問があった。現状に即した健康指向の施策を展開し、国の制度を活用しながら削減に努めていくとの説明があった。

介護サービスの利用見込みはどのように算出したのかと質問があった。国のシステムを利用したうえで、過去の実績を参考に算出していると説明があった。

本編101ページからの表だが、「0」は利用者なし、「斜線」は事業を行っていないという解釈でよろしいか、事業が移管している場合は説明が必要なのはと質問があった。「0」と「斜線」についてはそのとおりであり、移管の説明については検討すると回答があった。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画の住み分けを記載すべきとの意見があった。目標の実現に向けて両計画に位置づく施策を立体的に展開していき、高齢者の一般施策と介護保険事業の住み分けは難しいため、施策体系の中に星印をつけることによって説明していると回答があった。

これらの質問を経た後、表の補足、修正、元号と西暦の併記をすることとした。計画については提案のとおりとし、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【議題】**

3 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について

## 【説明】

(担当課 3 : 池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

第 2 期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画 (案) について、説明する。

まず、計画 (案) の策定経過だが、今回は、策定にあたり特定健診の 3 年連続受診者、不定期受診者、3 年間未受診者をそれぞれ 3, 0 0 0 人抽出しアンケート調査を行った。集計結果は、計画書 (案) の資料編に記載している。そして、昨年 1 1 月に部内会議の 1 回目を開催し素案をまとめ、その後 1 2 月 8 日から 1 月 1 0 日までパブリックコメントを募集したが、意見は 0 件だった。1 2 月には朝霞市国民健康保険運営協議会にて説明を行い、協議会委員の方々から意見をいただき修正を加え、今年 1 月に部内会議の 2 回目を開催し、最終案をとりまとめ、先般の政策調整会議に諮った。

それでは計画の内容について説明を行う。まず、概要資料から説明する。

本計画策定に至る背景としては、レセプトの電子化や国保データベースシステムが整備されてきたことから、平成 2 5 年 6 月「日本再興戦略」において「すべての健康保険組合に対し、加入者の健康保持増進のためにデータヘルス計画の作成、事業実施、評価等の取組みを求め、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」とされたことを受け、平成 2 8 年度に第 1 期計画を策定した。その時点で、第 2 期計画のスタートが平成 3 0 年度とされていたので、第 2 期計画を策定することとした。

今回の計画で、これまでと大きく異なる点は、第 3 期の特定健診等実施計画と一体的な計画となることである。概要資料の 2 番、計画の位置づけに記載したとおり、本計画は国民健康保険法に基づく国からの指針により策定するものだが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、策定及び推進している特定健診等実施計画が保健事業の中核をなす特定健診や保健指導の実施方法を定めるものであるため、計画期間が一致する場合は一体的に策定することを可能とする旨の通知を受け、本市においては、第 2 期の保健事業実施計画と第 3 期の特定健診等実施計画の期間をそろえたうえで一体的な計画として策定することとした。

次に、計画の期間だが、6 年としている。これは、持続可能な医療保険制度を構築するために、法改正がなされ、国及び都道府県の医療費適正化計画、並びに特定健診等実施計画の計画期間が見直されたことによる。このことから、特定健診等実施計画を 6 年としたため、一体的に策定するこの保健事業実施計画も 6 年としている。

続いて、内容について概略を説明する。本計画は、レセプトや健診データを分析し、地域の実情に合った保健事業を実施し、評価していくという考え方から計画書の大半は本市の国民健康保険における分析データが記載されている。資料の概要版 2 ページの表の本市の健康にまつわる現状について分析した結果により、6 点の健康課題を抽出し記載している。項目ごとに、それらに課題に対する方向性、成果目標、そして、それらの目標を達成するために実施する事業を整理したもので、計画書には平成 3 0 年度から 3 5 年度までの成果目標を設定し、記載している。

先般の政策調整会議において、ご指摘いただき変更した点だが、まず、全体として元号で表記していたところを、本文及び表・グラフにおいて可能な限り元号と西暦の併記にした。また、平成 3 0 年度から国保の運営主体が都道府県になった後も保健事業は市



が実施することを記載するべきであるとのご意見から「背景及び目的」にその旨を明記した。さらに、関係部署との連携について、当初保険年金課を含め3課のみを記載していたが、市の計画である以上、関係課で連携し、全庁で施策に取り組んでいることから、そのような視点で記載するようご指摘いただいた点について、課名を特定せず「関係部署」に修正した。その他、専門的な内容に対する解説の追加、見やすい表記への修正等を行っている。

[平成30年2月2日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は2月2日に行われた政策調整会議において審議し、その主な質疑と結果について報告する。

特定健康診査等実施計画について、第2章に具体的な目標が記載されたのち、第3章に現状の分析が記載されているのがわかりづらく、他の自治体もこのようなまとめ方をしているのかと質問があった。まとめ方は各自治体で様々であり、本市の場合は国に基づき、章をひとつ設け、実施計画として完結させていると説明があった。

56ページ、各施策について事業内容や成果指標が記述されているが、現状・評価指標及び目標値が「①特定健康診査のとおり」書かれてあり、該当ページをしないと内容が分からないのは不親切であり、評価指標の数値の設定について明らかでない指摘があった。記述、表記を改善すると回答があった。

55ページ、課題にある「生活習慣のうち食習慣、飲酒、喫煙に課題のある者は多い」という項目で、男性喫煙者25,2パーセントから25,4パーセントに上げたいという表記があり、真意を読み取るのが難しいという意見があった。県内平均が既に当市の数値より高かったため、国の25,0パーセントを目標とすることがわかるような表記に変更すると回答があった。

国保は広域で取り組みながら、保健事業は市が取り組むことになっているが、広域化についての記述も必要なのではという意見があった。制度の改正により、財政部分は県に依頼し、それ以外の部分は市が継続して行うことになり、保健事業については市町村が管理するものであることを書き加えたいと回答があった。

指標の見直し、表記の修正、制度改正に関する補足、元号表記の修正を行い、内容、施策は原案のまま庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

【議題】

4 平成30年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

議案第1号 平成30年度朝霞市一般会計予算について

(上野総務部長)

第1条の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ408億1,000万円で、平成29年度当初予算に比べて、13億4,000万円、3.4パーセントの増となっている。

第2条の継続費については、「シンボルロード整備事業」など、3事業の設定をしている。

次に、第3条の債務負担行為については、「高齢者住宅整備資金利子補給補助」など、今後発生する可能性のある債務負担行為で、8件の設定をするものである。

次に、第4条の地方債については、「旧朝霞第四小学校解体事業」など、24件について地方債を起こす予定で計上している。

その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について、定めている。

歳入については、第1款の市税は、前年度比2.4パーセント増の219億6,189万8,000円を計上している。市民税は個人・法人ともに増収で見込んでいるほか、固定資産税でも新築家屋の増加などにより増収になるものと見込んでいる。

第2款から第8款及び第10款については、平成28年度決算額や今年度の実績の伸びの他、地方財政計画の伸び率などにより算定している。

第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、平成29年度の実績に基づき計上している。

第11款の地方交付税については、普通交付税は、平成29年度交付額を考慮して積算し、地方財政計画における前年度比2.0パーセント減を乗じて得た額を計上している。

特別交付税については、3年度間の交付実績に基づき計上している。

これらを合わせた結果、前年度比27.3パーセント減の2億800万円を計上している。

第13款の分担金及び負担金については、保育園入園児童保護者負担金現年分が増額となっており、全体で3.4パーセント増の9億4,342万1,000円を計上している。

第14款の使用料及び手数料については、前年度比4.3パーセント増の7億4,045万7,000円を計上している。

第15款の国庫支出金については、前年度比3.4パーセント増の70億2,387万8,000円を計上している。国庫負担金では、児童福祉費負担金など民生費国庫負担金が増額の要因となっており、国庫補助金では、社会資本整備総合交付金などが減額となる一方で、民生安定施設整備助成事業補助金が増額になったほか、次世代育成支援対策施設整備交付金や子ども・子育て支援推進費補助金が新たに計上されているため、全体では増額となっている。

第16款の県支出金については、前年度比9.3パーセント増の25億7,081万7,000円を計上している。児童手当負担金が減額になっている一方、子どものための教育・保育給付費負担金や鉄道駅ホームドア設置促進モデル事業補助金などが増額となっているため、全体では増額となっている。

第17款の財産収入については、前年度比22.1パーセント増の5,700万7,000円を計上しており、不動産売却収入が増額となっている。

第19款の繰入金については、財政調整基金繰入金を2億3,379万7,000円とし、全体で、2億3,380万1,000円を計上している。

第20款の繰越金については、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第21款の諸収入については、前年度比0.6パーセント減の10億2,939万8,000円を計上している。

第22款の市債については、前年度比0.9パーセント増の25億7,770万円を計上している。

臨時財政対策債については、前年度比3億8,800万円減の2億1,100万円を計上している。

次に、歳出についてである。第1款の議会費については、前年度比0.3パーセント減の2億8,502万7,000円を計上している。

第2款の総務費については、前年度比4.2パーセント減の48億4,107万2,000円を計上している。

第3款の民生費については、前年度比5.3パーセント増の209億9,593万3,000円を計上している。

第4款の衛生費については、前年度比6.1パーセント増の29億8,722万1,000円を計上している。

第5款の労働費については、前年度比0.3パーセント減の143万2,000円を計上している。

第6款の農林水産業費については、前年度比2.7パーセント増の6,864万1,000円を計上している。

第7款の商工費については、前年度比5.0パーセント減の2億3,451万7,000円を計上している。

第8款の土木費については、前年度比2.5パーセント減の26億1,409万7,000円を計上している。

第9款の消防費については、前年度比8.4パーセント減の13億5,493万2,000円を計上している。

第10款の教育費については、前年度比13.1パーセント増の43億2,520万7,000円を計上している。

第11款の公債費については、前年度比0.7パーセント増の30億4,591万6,000円を計上している。

第12款の諸支出金については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万5,000円を計上している。

第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。

[質疑等]

なし

#### 議案第2号 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計予算について

(内田健康づくり部長)

はじめに、平成30年度から財政運営の主体が県に移ることによる予算編成が変更となっており、総括表の歳入では、国庫支出金から共同事業交付金が、歳出では、後期高齢者支援金等から介護納付金の予算科目が削除されている。

平成30年度の歳入歳出予算の総額は、108億3,049万9,000円で、前年度に比べ29億648万2,000円減、21.2パーセントの減となっている。

なお、被保険者数は、一般被保険者及び退職被保険者の合計で、前年度比2,260人減の2万7,150人と見込んでいる。

歳入の概要について、第1款 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、28億7,750万4,000円で、歳入総額の26.6パーセントを占めており、前年度に比べて5.9%の減となっています。なお、今期定例会に条例改正議案を提出していますが、課税限度額の引き上げ分を含んでおります。

第3款 県支出金は、広域化により新たな保険給付費等交付金として70億321万2,000円を計上し、第5款 繰入金は、保険基盤安定繰入金のほか、事務費繰入金、その他法定外繰入金などの一般会計繰入金などで、7億8,948万1,000円を計上している。第7款 諸収入は、保険税延滞金及び医療費返納金などで6,029万8,000円を計上している。

歳出の概要について、第2款 保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、前年度比9.2パーセントの減の69億7,922万8,000円を計上し、歳出総額の64.5パーセントを占めています。第3款 国民健康保険事業費納付金は、広域化により新たに埼玉県への医療給付費分などの国民健康保険事業費納付金として35億7,490万7,000円を計上している。第5款 保健事業費は、特定健康診査等事業などで、前年度比5.4パーセント減の1億6,576万円を計上している。第8款 諸支出金は、還付金、償還金などで、実績に合わせ5,460万1,000円を計上している。

[質疑等]

なし

#### 議案第3号 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算について

(澤田都市建設部長)

予算書1ページ、予算額は、歳入歳出それぞれ16億3,798万9,000円で、前年度当初予算と比較すると、7.6パーセントの増となっている。まず、歳入だが、

分担金及び負担金は下水道事業受益者分担金や下水道事業維持管理費負担金、588万2,000円を計上している。

第2款、使用料及び手数料は8億9,095万1,000円を計上している。

第3款、国庫支出金は下水道事業費国庫補助金4,520万円を計上している。

第4款、繰入金は一般会計からの繰入金で雨水処理に要する経費など、2億6,795万円を計上している。

第5款、繰越金は前年度からの繰越金で2,000万円を計上している。

第6款、諸収入は水洗便所改造資金に係る金融機関からの融資預託金返還金等で、100万6,000円を計上している。

第7款、市債は下水道事業債、地方公営企業法適用に要する経費及び建設費借り入れるもので、4億700万円を計上している。

歳出について、第1款、下水道総務費だが、職員人件費の他、水洗便所改造資金融資預託金、料金徴収業務委託料など2億2,341万1,000円を計上している。

第2款、下水道事業費、第1項、汚水維持管理費は、汚水管及び汚水処理場関係の定期点検、維持管理等の経費、下水道ストックマネジメント基本計画策定委託料などで1億3,375万7,000円を計上している。

第2目、雨水維持管理費は雨水管理費、排水機場機会点検費、必要な土地借り上げ、下水道補修工事田子山下水路費負担金など6,380万7,000円を計上している。

第3目、汚水建設費は汚水管工事、私道排水設備工事助成、ポンプ場耐震化事業として耐震補強工事設置委託料等、7,280万2,000円を計上している。

第4目、雨水建設費は雨水管工事、調査委託料、雨水管理総合計画策定委託料、止水板設置費補助金などで3億3,370万5,000円を計上している。

第5目、流域下水道事業費は、流域下水道建設費負担金など6億190万3,000円を計上している。

第3款、公債費は地方債の元金と利子を計上しており、2億360万4,000円を計上している。

第4款、予備費は昨年度同様500万円を計上している。

第2表継続費、下水道事業費は、ポンプ場耐震化事業について設定するものであり、3,564万円計上している。

第3表 債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する損失補償、利子補給補助を設定している。

第4表 地方債は、公営企業会計移行事業、公共下水道事業債等を設定している。

[質疑等]

なし

議案第4号 平成30年度朝霞市介護保険特別会計予算について

(内田健康づくり部長)

平成30年度の歳入歳出予算の総額は、65億9,622万9,000円で、前年度

に比べ3億5,840万6,000円増、5.7パーセントの増となっている。

なお、第1号被保険者数は、前年度比888人増の2万6,939人と見込んでいる。

歳入の概要では、第1款 保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料で、前年度比10.7パーセント増の15億7,467万5,000円となり、予算総額の23.9パーセントを占めている。なお、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画により保険料の改定を行っている。

第3款 国庫支出金は、介護給付費負担金などで、前年度比13.3パーセント増の14億1,193万3,000円、第4款 支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、前年度比2.0パーセント増の17億180万6,000円、第5款 県支出金は、介護給付費負担金などで、前年度比5.4パーセント増の9億5,136万8,000円を計上している。

第7款 繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、前年度比4.2パーセント減の9億5,634万円を計上している。

次に、歳出の概要では、第1款 総務費は、総務管理費、介護認定審査会費などで、前年度比11.5%増の1億1,725万2,000円を計上している。

第2款 保険給付費は、介護サービス・介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費などで、歳出総額の91.8%を占め、前年度比4.0%増の60億5,651万2,000円を計上している。

第3款 地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費で、前年度比36.7パーセント増の4億1,975万5,000円を計上した。

[質疑等]

なし

#### 議案第5号 平成30年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算について

(内田健康づくり部長)

平成30年度の歳入歳出予算の総額は、12億8,203万6,000円で、前年度と比較して6.4パーセントの増となっている。

歳入の概要では、第1款 後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者数などの試算に基づき、10億7,451万5,000円を見込んでおり、歳入総額の83.8パーセントを占め、前年度比6.5パーセントの増となっている。第2款 繰入金は、一般会計からの事務費繰入金などで、2億371万8,000円を計上し、前年度比5.8パーセントの増となっている。第4款 諸収入は、保険料還付金などで、380万2,000円を計上している。

歳出では、第1款 総務費は、第1項 総務管理費、第2項 徴収費の合計で1,820万1,000円を計上しており、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金で、12億5,913万3,000円を計上し、歳出全体の98.2パーセントを占め、前年度比6.3パーセントの増となっています。そのほ

か第3款 諸支出金は、370万2,000円を計上している。

[質疑等]

なし

#### 議案第6号 平成30年度朝霞市水道事業会計予算について

(佐藤水道部長)

第2条、業務の予定量につきまして、給水戸数は、6万5,000戸、年間総給水量は、1,520万立方メートルでございます。主要な建設改良事業については、水道施設耐震化事業2億1,593万6,000円、老朽管更新事業2億4,531万6,000円、電気設備更新事業2億7,540万円をそれぞれ計上している。

第3条、収益的収入及び支出は、収入の第1款事業収益は22億4,280万円で前年度当初予算比1.7パーセント増となっている。第1項、営業収益は水道料金収入が収入総額の82.0パーセントを占めている。第2項、営業外収益では水道料金過入金が主である。支出の第1款事業費だが、20億1,733万4,000円で、前年度当初予算と比較すると1.3パーセントの増となる。第1項営業費用では、県下水費が支出総額の32.5パーセントを占めており、県水受水率は前年度当初予算と同様に、年間総給水量の70パーセントを見込んでいる。

第4条、資本的収入及び支出だが、収入の第1款資本的収入は6億7,742万8,000円で前年度当初予算と比較すると、10.9パーセント減となっている。第1項企業債では、水道施設等の更新に対応するため6億4,000万円を計上する。支出の第1款資本的支出だが、13億6,607万3,000円で前年度当初予算と比較すると3.5パーセント減である。第1項建設改良費では水道施設耐震化事業、水圧不足改善事業、老朽化更新事業などが主な事業である。第2項企業債償還金では、4億7,283万5,000円を計上している。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、6億8,864万5,000円については当年度分消費税分及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする。

次に、第5条継続費につきましては、泉水浄水場の場外施設制御設備更新事業として、2ヶ年の継続費を設定するものである。

次に、第6条企業債につきましては、水道施設耐震化事業で1億8,900万円、老朽管更新事業で1億9,600万円、電気設備更新事業で2億5,500万円、合わせて、6億4,000万円を借入れ限度額としている。

[質疑等]

なし

#### 議案第7号 平成29年度朝霞市一般会計補正予算（第5号）について

(上野総務部長)

補正額は、歳入歳出ともに、4,154万6,000円を増額し、累計額は、411

億9,544万4,000円となっている。

次に、第2条の継続費補正については、市民会館耐震化事業や児童館建設事業など6事業について、総額及び年割額を変更するものである。

第3条の繰越明許費補正については、観音通線整備事業など5事業である。

第4条の地方債補正については、児童館建設事業や社会福祉法人立保育園整備費補助事業、浜崎学校給食センター施設改修事業の借入限度額の変更を行うものである。

歳入について、第2款から第4款及び第6款から第8款については、交付実績により積算した決算見込額により算出している。

第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したので、17万6,000円増額している。

第15款の国庫支出金については、新たに保育対策総合支援事業費補助金などを計上する一方、実績に伴う補正により、851万円減額している。

第16款の県支出金については、実績に伴う補正により、1,177万8,000円減額している。

第17款の財産収入については、財政調整基金などの預金利子を増額することにより、126万4,000円増額している。

第18款の寄附金は、民生費寄附金など959件、3,328万5,000円の受け入れをしている。

第19款の繰入金は、下水道事業会計からの繰入金を増額することにより、235万1,000円増額している。

第21款の諸収入については、都市競艇組合配分金を減額する一方、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを新たに計上することにより、385万8,000円増額している。

第22款の市債は、社会福祉法人立保育園整備費補助事業債など3件を減額することにより、2,310万円減額している。

次に、歳出については、人件費補正については、給与改定に伴う補正額を計上したものである。

人件費以外の歳出であるが、総務費については、実績に伴う補正のほか、財政調整基金積立金及び基地跡地整備基金積立金を増額することにより、3,823万7,000円増額している。

民生費については、実績に伴う補正などにより、96万円増額している。

衛生費については、実績に伴う補正で、279万2,000円減額している。

土木費については、みどりのまちづくり基金積立金を増額することにより、545万4,000円増額している。

次に、教育費については、実績に伴う補正により、144万4,000円減額している。

次に、諸支出金は、土地開発基金繰出金を、3万5,000円増額している。

[質疑等]

なし



議案第8号 平成29年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
（内田健康づくり部長）

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6億7,969万5,000円の減額で、これを含めた累計額は、131億6,238万円となる。

歳入歳出の概要では、歳入については、第1款 国民健康保険税は、現年課税分の調定額及び収納率の見込みにより、1億4,801万7,000円減額するものである。第3款 国庫支出金は、第1項 国庫負担金で、算定基礎額などの変更により、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金の減額と、特定健康診査等負担金の交付申請額の確定による増額となることにより、7,869万6,000円減額し、第2項 国庫補助金で、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を32万4,000円増額し、合計7,837万2,000円減額となっております。第4款 療養給付費等交付金では、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づき、7,702万4,000円減額している。第6款 県支出金は、国庫支出金と同様、実績により、第1項 県負担金1,872万3,000円、第2項 県補助金6,970万2,000円、それぞれ減額し、合計8,842万5,000円の減額となっている。第7款 共同事業交付金は、実績により、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金をそれぞれ減額し、2億7,149万6,000円の減額となっております。第9款 繰入金 第1項 一般会計繰入金は、実績により1,649万2,000円減額するものである。

次に、歳出では、第2款 保険給付費は、医療費の動向を勘案し、第1項 療養諸費で、2億8,967万7,000円、第2項 高額療養費で、216万円それぞれ減額し、合計で2億9,183万7,000円減額している。第7款 共同事業拠出金は、実績により3億7,452万2,000円減額している。第8款 保健事業費は、実績により、第1項 特定健康診査等事業費を643万5,000円、第2項 保健事業費を703万3,000円それぞれ減額し、合計で1,346万8,000円減額している。第9款 基金積立金は、積立金利子として13万2,000円を増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第9号 平成29年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

（澤田都市建設部長）

今回の補正額は歳入と歳出それぞれ300万円の増額で、これを含めた累計額は17億5,255万5,000円となっている。歳入だが、国庫支出金の第1項国庫補助金については社会資本整理総合交付金内示に伴いを500万円増額している。第7款市債第1項市債については、市公共下水道事業債を200万円減額している。歳出だが、第1款下水道総務費、第1目一般管理費については給与改定等に伴い、職員人件費を増額している。また、一般会計繰出金も増額することにより、合計で300万円の増額とな

っている。第2款下水道事業費第1項下水道事業費第4目雨水建設費は、雨水対策事業は振り替えを行っており、国庫補助金が増えた関係で地方債が減っている。

繰越明許費補正だが、雨水対策事業について年度内に完成することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

地方債補正だが、地方債200万円を補正することで、借り入れ限度額を変更するものである。

[質疑等]

なし

議案第10号 平成29年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（内田健康づくり部長）

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ83万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、66億4,873万9,000円となる。

歳入については、第6款 財産収入 第1項 財産運用収入は、介護保険保険給付費支払基金利子などを25万円増額するもので、第7款 繰入金 第1項 一般会計繰入金は、歳出の総務費の介護認定審査会費の増額により58万5,000円増額している。

次に、歳出では、第1款 総務費 第3項 介護認定審査会費は、調査件数等の増により58万5,000円増額し、第5款 基金積立金は、積立金利子として25万円増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第11号 平成29年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（内田健康づくり部長）

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ522万4,000円の減額で、これを含めた累計額は12億369万4,000円となります。

歳入歳出の概要については、今回の補正は保険基盤安定事業負担金額の確定を受け、歳入では、第2款 繰入金 第1項一般会計繰入金を522万4,000円減額し、歳出では、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金を522万4,000円減額する。

[質疑等]

なし

議案第12号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

（上野総務部長）

改正内容につきましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会

組織委員会へ職員を派遣するに当たり、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく職員派遣とするため、同組織委員会を派遣先として規定するものです。

また、地方公務員法の改正等に伴う文言の変更につきましても、併せて修正を行っております。

なお、これらの改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第13号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

改正内容については、職員の給与条例において勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、平成29年度は12月期を0.1か月分引き上げ、年間支給月数を4.4か月とし、平成30年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

なお、これらの改正のうち、平成29年12月期の期末手当については公布の日から、平成30年度以降の期末手当の期別の配分につきましては、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第14号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

改正内容については、平成29年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.19パーセント、金額で616円引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を、平成29年度においては12月期を0.1か月分引き上げ、平成30年度以降は、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

また、55歳を超える職員で行政職給料表5級以上の者の給料等の1.5パーセント減額支給措置が平成30年3月31日に終了することに合わせ、関係規定を廃止するものである。

なお、これらの改正のうち、給料及び平成29年12月期の勤勉手当の支給月数については公布の日から、平成30年度以降の勤勉手当の期別の配分及び減額支給措置規定の廃止については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第15号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(内田健康づくり部長)

本議案は、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位での広域化に伴う、地方税法の改正により国民健康保険事業費納付金に充てるための国民健康保険税の課税額に係る規定を整備するとともに、埼玉県が策定した国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険税の課税限度額を上げるものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第16号 朝霞市国民健康保険保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例について

(内田健康づくり部長)

本議案は、平成30年度からの国民健康保険が都道府県単位で広域化されることに伴い、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、朝霞市国民健康保険財政調整基金に改めるものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第17号 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について

(神田市長公室長)

平成30年4月1日に予定している機構改革に伴い、附属機関等の条例中、課の名称を変更するため、朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例など、5本をひとつにまとめ、整理するものである。なお、この条例は平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第18号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

改正内容につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、平成30年4月1日から住所地特例を受けている国民健康保険の被保険者について後期高齢者医療制度加入時の取扱いが変更されることにともない、対象となる被保険者の追加等の必要な改正を行うものである。

また、国民健康保険法の改正により、平成30年4月1日から市町村とともに都道府県が国民健康保険の保険者となるため、条文の字句の整理を行うものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第19号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について

(内田健康づくり部長)

本議案は、第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者保険料に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率について、現行の13段階区分であるそれぞれの保険料率を改正するものである。

主な内容としては、介護保険料の基準額を現在の月額4,650円から月額4,950円に変更し、各段階の保険料率をそれぞれ改めるほか、現在第1段階を対象として実施している低所得者の保険料軽減について、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を20,100円と定めるものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第20号 朝霞市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

(内田健康づくり部長)

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、対象となる被保険者の追加及び字句の整備並びに経過措置の附則を削除するものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第21号 朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例について

(澤田都市建設部長)

改正内容については、平成29年6月の都市公園法施行令の一部改正にともない、従来は都市公園法施行令に定められていた運動施設の都市公園に対する敷地面積の割合が地方公共団体の条例で定めることとされたことを受け、本市の都市公園における運動施設率を定める改正を行うものである。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 2 2 号 朝霞都市計画事業広沢土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

(澤田都市建設部長)

内容については、平成 1 8 年 3 月 2 8 日に換地処分公告を行った朝霞都市計画事業広沢土地区画整理事業において、清算金の徴収及び交付など事務処理が全て終了したため、本施行規程を廃止するものである。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 2 3 号 朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

(澤田都市建設部長)

内容については、平成 2 9 年 6 月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区に定めることができる区域の規模を政令に定める基準に従い、市町村が地域の実情等に応じ、条例で定めることができるようになったことを受け、本市の生産緑地地区に定めることができる区域の規模を 3 0 0 平方メートル以上とする条例を新たに定めるものである。

なお、本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 2 4 号 教育委員会教育長任命に関する同意を求めることについて

(嶋学校教育部長)

市の教育委員会教育長である、三好節氏の任期が平成 3 0 年 4 月 2 日をもって満了となることから、議会の同意を求めるものである。再任となると、新教育委員会制度の教育長として、任期は平成 3 3 年 4 月 2 日までの 3 年間となる。

[質疑等]

なし

議案第 2 5 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

(上野総務部長)

議案の内容については、同組合を組織する地方公共団体のうち、入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議する必要があるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定

により提出するものである。

なお、脱退については、平成30年3月31日となる。

[質疑等]

なし

議案第26号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

(上野総務部長)

議案の内容については、同組合を組織する地方公共団体のうち、入間東部地区消防組合が入間東部地区事務組合へ名称変更することに伴い、同組合同規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提出するものである。

なお、この変更につきましては、平成30年4月1日から施行することとなる。

[質疑等]

(田中副市長)

初日議案となるのか。

(上野総務部長)

初日議決でお願いする。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】